

食品に関するリスクコミュニケーション

～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会～

と畜場における衛生管理

1

群馬県食肉衛生検査所
杵代俊枝



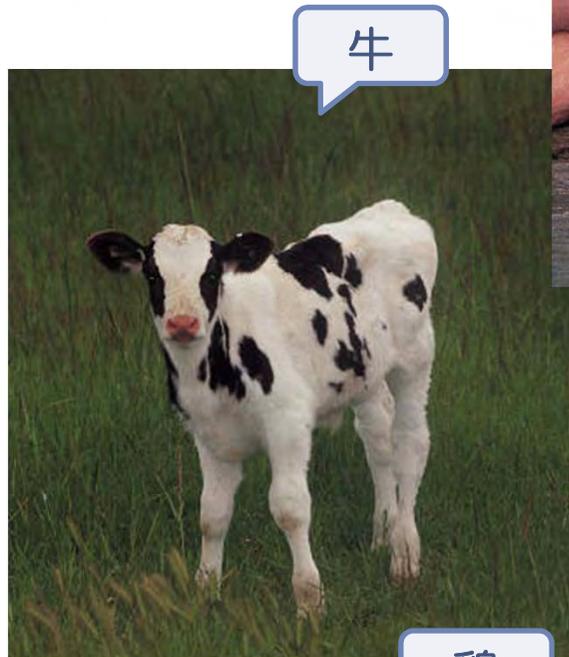
はじめに

食肉の検査は、病気や異常のみられる肉の排除を基本として、一頭（一羽）ごとに、獣医師である検査員が実施しています。

また、と畜場・食鳥処理場の衛生監視、設置者・作業従事者への衛生指導も行っています。



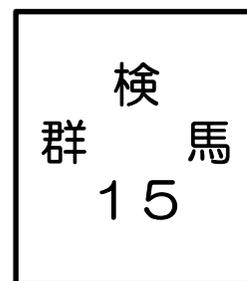
検査を受ける動物



検印の種類



牛用検印



馬用検印



豚用検印

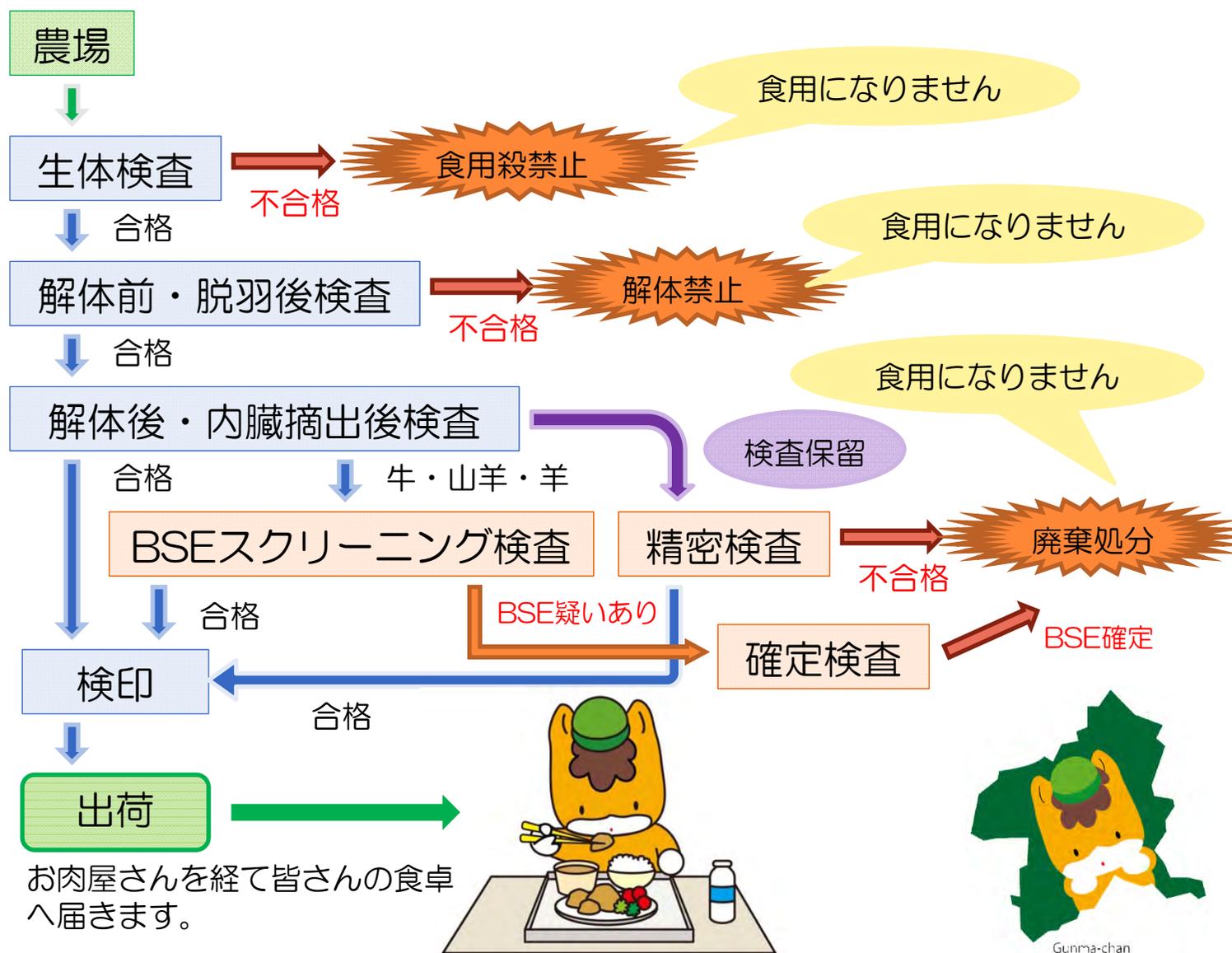


山羊・羊用検印



Gunma-chan

と畜検査・食鳥検査の流れ



食肉衛生検査所の業務（食肉・食鳥検査以外）

- 施設の衛生監視・指導
- 食肉のふきとり検査
- 食肉輸出に係るHACCPシステムの検証
- 牛肉の放射性物質検査
- 食肉中の抗生物質・農薬等の検査
- 食肉に関する調査研究
- 衛生教育や食肉衛生のPR活動



牛のと畜検査について

○ 群馬県にある牛の食肉処理施設

(株)群馬県食肉卸売市場 (G-1)

所在地 群馬県佐波郡玉村町

許可処理頭数150頭

- 1990.8 (H2) 対米食肉輸出施設に認定
- 2007.3 (H18) 対カナダ食肉輸出施設に認定
- 2007.12 (H19) 対香港輸出施設に認定
- 2009.6 (H21) 対シンガポール輸出施設に認定
- 2010.2 (H22) 対タイ王国輸出施設に選定
- 2010.10 (H22) 対マカオ輸出施設に認定



牛のと畜検査について

○ 生体検査

歩き方、姿勢、元気、栄養状態、体表の状態などを観察する。
必要に応じて、触診、体温測定、聴診を行う。

○ 頭部検査

頭部の形状、口腔・咽喉頭などの病変の有無を観察する。
頭部の筋肉を切開、リンパ節を細切し異常の有無を確認する。
舌の観察、触診により異常の有無を確認する。
可食部位へのSRMの付着があるか、SRMとしての頭部の扱いは適切かを確認する。

○ 内臓検査

尾、胃腸を観察、触診により異常の有無を確認する。
肝臓を観察、触診、胆管を切開し、付属リンパ節を細切して異常の有無を確認する。
肺を観察、触診する。心臓の外側の観察、触診後、切開し、内側を観察する。
肺の付属リンパ節を細切し、異常の有無を確認する。

○ 枝肉検査

前肢、前軀、胸腔の異常、異物等による汚染の有無を確認する。
腎臓の包膜を剥がし、観察、触診により異常の有無を確認する。
腹腔、後軀、後肢、体軀の異常、異物等による汚染の有無を確認する。
SRMである脊髄の残存がないかを確認する。



BSE対策の改正により変更された部分

- 牛の月齢により、SRMとして扱われる部位が異なる。

★ 30か月以下の牛は扁桃および回腸のみがSRM

頭部から食用として取れる部分が増える。

(内側咬筋、こめかみ肉、口唇など)

脊髄・せき柱を食用として扱える。

(せき柱を残したままでも提供できる。Tボーンステーキも可能)



しかし

そのためには月齢による区分処理が必要となる



G-1施設の月齢区分方法

○ 受付時

- 1 (独) 家畜改良センターのデータベースと個体識別番号、出荷牛育成履歴申告書により月齢を確認し、受付番号をつける。
- 2 コンピューターに入力し、受付番号と関連づけをする。
- 3 「受付明細」をプリントアウトし、30か月齢以上の牛に記号をつける。
- 4 施設に搬入するとき、30か月齢以上の牛の頭・角および背部に薄緑色のスプレーで印をつけ、引き綱に青ラインを入れた受付番号シールを貼る。
- 5 30か月齢以上の牛では、解体処理で使用すると畜番号札に青色のラインを入れる。



	○
	5 6
頭	5 6
内臓	5 6

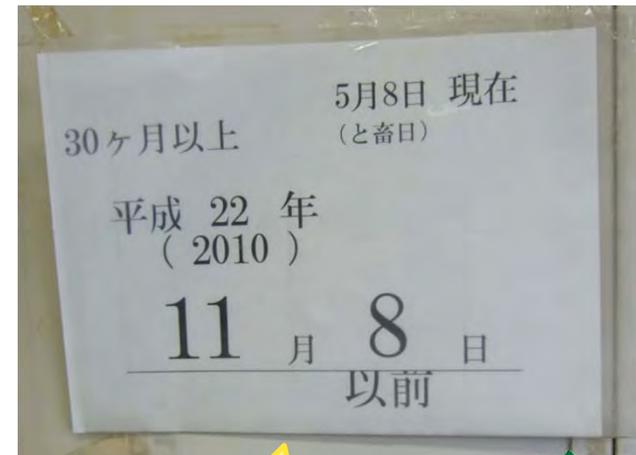


*G-1施設では牛肉輸出をしているため、月齢区分は30か月未満・30か月以上としている。

G-1施設の月齢区分方法

○ 受付

DUC-001.02 受付明細 [簡略版] 2013年5月7日 1/3 ページ
 受付No. 20130506 11区別 当該牛種別 母種別 生年月日 生育日数
 群馬 和牛 10 黒毛和種 2010-07-23 1020
 125122836 メス 黒毛和種 黒毛和種 33
 70 群馬 交雑牛 11 交雑種 2011-01-02 857
 1307378430 メス 黒毛和種 ホルスタイン種 28
 71 群馬 和牛 10 黒毛和種 2010-10-15 936
 1267104067 メス 黒毛和種 黒毛和種 30
 72 群馬 交雑牛 11 交雑種 2010-07-31 1012
 1257332852 メス 黒毛和種 ホルスタイン種 33
 73 群馬 交雑牛 11 交雑種 2011-02-02 826
 1301594755 去勢 黒毛和種 ホルスタイン種 7
 74 群馬 交雑牛 11 交雑種 2011-01-09
 1324709051 去勢 黒毛和種 ホルスタイン種
 75 群馬 交雑牛 11 交雑種 2010-12
 1300902322 去勢
 76 群馬 交雑牛
 1303990500 去勢
 77 群馬 交雑牛



30か月齢以上の牛には、赤丸がつけられている。

毎日壁に貼られる30か月齢以上に該当する牛の誕生日。

と畜当日検査前に検査員に渡される受付明細。と畜番号、個体識別番号、誕生日、月齢などの情報が記載されている。



G-1施設の月齢区分方法



30か月齢以上の牛の頭部・背部に薄緑色のスプレーでマーキング、頭絡の札に青いラインを入れる。



G-1 施設の月齢区分方法

○ 解体処理時

- 1 30か月齢未満の牛から処理をする。
- 2 ノッキングペン引き込み時には、30か月齢未満と以上が混在して処理されないよう確認する。
- 3 背中のと畜番号、と畜番号札、月齢区分の印が正しいことを確認し、札付けをする。
- 4 30か月齢未満から以上の処理に入るときは、頭の処理作業者に口頭で伝達する。
- 5 30か月齢以上の中および後に処理される30か月齢未満の牛の頭部は30か月齢以上として扱い、外側咬筋以外は取らない。
- 6 30か月齢以上の牛の頭部については、外側咬筋のみを採取し、検査員の確認を受けた後、頭部をSRMとして直ちに廃棄する。
- 7 30か月齢以上の牛の頭肉、舌、内臓については月齢区分札を表示して保管する。



G-1施設の月齢区分方法

○ 頭処理



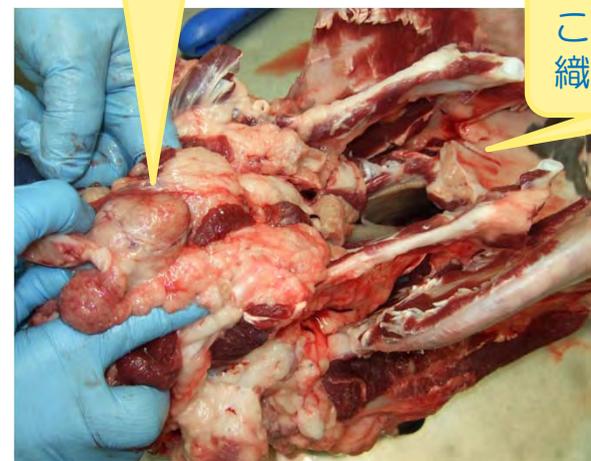
30か月齢未満の頭部の可食部位
舌、内・外側咬筋、こめかみ

全ての扁桃組織を除去するのは困難であるため、可食部位除去後の頭部はSRMとして扱う。

30か月齢未満の可食部位除去後の頭部



□蓋扁桃



この付近にも扁桃組織が存在している。



Gunma-chan

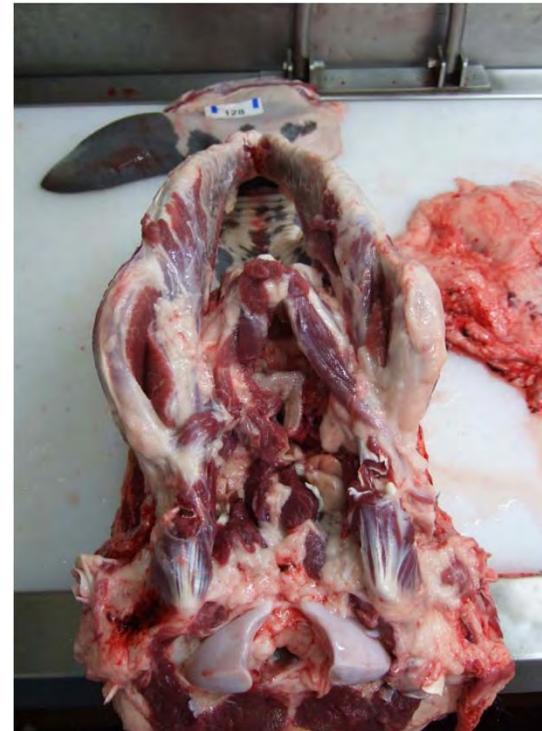
G-1施設の月齢区分方法

○ 頭処理



30か月齢以上の頭部の可食部位
舌、外側咬筋

30か月齢以上の可食部位除去後の頭部



可食部位除去後の頭部はSRMとなる。



G-1施設の月齢区分方法



30か月齢以上の枝肉につけられたと畜番号札。
番号の脇に青いラインが入れている。



Gunma-chan

月齢区分に対する検査所の対応

○ 検査記録・検証記録

64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

* 30か月齢超の牛(青色ライン札)の搬入No.を○で囲むこと。

検査記録：30か月齢以上の牛のと畜番号を○で囲んであり、生体検査時の係留状況や内臓検査時の処理順の確認も行う。

室	CCP2-2 (懸肉室)	A-U (13.9℃)	自記記録計 No.2	(A)・U (-1.0℃)
	自記記録計 No.1	A-U (11.9℃)	自記記録計 No.3	(A)・U (0.3℃)
カ	CCP3 (枝肉冷蔵庫)	A-U (7.3℃)	備考	
ツ	自記記録計 No.5	A-U (15.9℃)	・懸肉室、枝肉冷蔵庫に枝肉なし。	
ト	CCP4 (製品冷蔵庫)	A-U (—℃)	(評価なし)	
室	自記記録計 No.6	(A)・U (-1.3℃)	・製品冷蔵庫はカギがかかており、入れ可。	

(評価基準：『A』→適正、『U』→CCP・SSOPの逸脱又は衛生管理基準不遵守)

(3) 特定危険部位 (SRM) の管理の検証

部位	項目	器具/容器区分	除去作業/手順	除去物分別/回収
頭部		(A)・U	(A)・U	(A)・U
回腸遠位部		(A)・U	(A)・U	(A)・U
脊髄		(A)・U	(A)・U	(A)・U
脊柱		A-U	A-U	A-U

3 と殺解体処理状況

開始・終了時刻 作業開始時刻 8:45 ~ 終了時刻 14:05

処理頭数 牛 66 頭 (和牛・交雑牛 66 頭/乳牛 1 頭) 子牛 2 頭

時間毎処理頭数 10時休前 28頭/昼休前 0頭/3時休前 10頭/3時休後 1頭

月齢管理状況 (適)・不適

(30ヶ月齢超としてと畜されたもの: No. 67, 64, 68)

作業員数 23名 (追込前処理 6名、2F作業場 4名、胸割~内摘 4名、休み 0名、リミング 5名、洗浄・再検査 2名、枝肉搬送 2名)

検証記録：HACCP検証、衛生状況の確認の他、30か月齢以上の牛の区分処理状況、SRMの管理についても検証し、評価している。

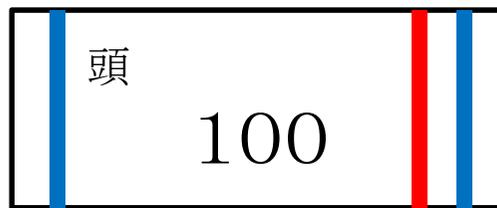


今後対応が必要なところ

1 BSEスクリーニング検査の対象月齢の牛を区分する。

30か月齢以上の中に新たな区分を設ける必要があり、マーキングも一部変更する必要がある。

たとえば



青ライン：SRM月齢区分
赤ライン：BSEスクリーニング検査区分

2 せき柱を食用にする場合の取り扱い。



現在、G-1施設では、せき柱を食用に使用していないので、月齢区分が出来ているにもかかわらず、全てをSRMとして管理しているが、今後食用とする場合には、適切に取り扱うように指導する。



さいごに

食肉衛生検査所では、健康な動物から安全な食肉を生産するために必要な、さまざまな業務を行っています。

BSE検査はそのうちの一つに過ぎません。

日本がBSEのリスクが無視できる国になり、今後も安心して牛肉を食べていただけるよう、G-1では、病原大腸菌O157をはじめとする病原細菌の汚染を防止する処理工程の管理をさらに強化していきます。

